

平成 30 年 7 月 25 日

内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター (NISC)

サイバーセキュリティ戦略本部第 19 回会合の開催について

本日、サイバーセキュリティ戦略本部（本部長：内閣官房長官）の第 19 回会合が開催されたところ、その概要は以下のとおり。

1. 次期サイバーセキュリティ戦略（案）について（決定）

サイバーセキュリティ基本法第 12 条に基づく「サイバーセキュリティ戦略」の策定に向けて、今後 3 年間のサイバーセキュリティに係る諸施策の目標及び実施方針を示す同戦略案が決定された。

2. サイバーセキュリティ 2018（案）について（決定）

「次期サイバーセキュリティ戦略」の下、本年度（2018 年度）に実施する具体的なサイバーセキュリティ施策を戦略の体系に沿って示した年次計画が決定された。

3. サイバーセキュリティ政策に係る年次報告（2017 年度）（案）について（決定）

2017 年度のサイバーセキュリティをめぐる情勢、政府機関等における取組、重要インフラ事業者等における取組、各府省庁の関連施策の実施状況等を取りまとめた年次報告が決定された。

4. サイバーセキュリティ関係施策に関する平成 31 年度予算重点化方針（案）について（決定）

サイバーセキュリティ基本法第 25 条に基づき、平成 31 年度の概算要求に向けたサイバーセキュリティ関係施策に関する重点化の考え方を示す予算重点化方針が決定された。

5. 政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群の改定（案）について（決定）

一層複雑化・巧妙化するサイバー攻撃の脅威に対応するため、技術の進展に伴う新たな防御技術の導入や、政府機関等の情報セキュリティマネジメントの自律的な向上を促す規定を盛り込んだ、統一基準群が決定された。

6. 重要インフラ分野の追加に伴う「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第 4 次行動計画」の改定（案）について（決定）

国民生活や社会経済活動に与える影響を考慮しつつ、現在 13 分野が指定されている「重要インフラ」に空港を追加することを目的に「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第 4 次行動計画」の改定が決定された。

7. サイバー攻撃による重要インフラサービス障害等の深刻度評価基準（初版）（案）について（決定）

サイバー攻撃による重要インフラのサービス障害が国民社会に与えた影響の深刻さをNISCが評価することにより、政府・重要インフラ事業者・国民等が共通の理解を得て、冷静かつ適切に対応できることを目的とする深刻度評価基準について、影響の深刻さを『事後に』評価するための基準（初版）が決定された。

8. 国立研究開発法人情報通信研究機構の中長期目標の改正案に対するサイバーセキュリティ戦略本部の意見（案）について（決定）

第196回国会で成立した電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律に基づき、総務大臣が国立研究開発法人情報通信研究機構に指示する中長期目標の改正案につき、サイバーセキュリティ戦略本部としての意見が決定された。

（別添）資料一式

※ 本日の会議資料は、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターの Web サイトにおいても公表する。（<https://www.nisc.go.jp/conference/cs/>）